

YELL・Spirits

2011年3月号
エール・スピリッツ

Contents

発行：社会保険労務士法人エール
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072
Email：info@sr-yell.com



- 代表より ● 平成23年度 保険料率のお知らせ ● 一般事業主行動計画の策定が101人以上企業に拡大
- エールからのお願い ● 労務相談室 ● ネット de 台帳のご紹介 ● スタッフコラム

鎌倉です。年金制度の複雑さや国民への周知不足が、また混乱を引き起こしそうです。

現在、会社員の妻(被扶養者)は「国民年金 第3号被保険者」と呼ばれ、年金の仕組みの中で、自らは保険料を払う必要がありません。ただし、夫が脱サラしたり、妻のパート収入が年130万円以上になった場合には、国民年金に切り替えて、主婦も自分の保険料を支払う必要があります。

今、問題になっているのは、この切り替えを忘れたままにしている主婦に対する救済策です。

厚生労働省の調査で、手続きをせず、保険料をはらっていない人が100万人以上もいる可能性があり、この人たちは低年金や無年金になる恐れが強いのです。

このため、「年金記録回復委員会」は、「この人たちは悪意がなく、国の周知が不十分だったことが主因」との理由で、切り替えを怠った人も年金制度の運用上は『3号』とみなすべきだとしました。

そして、「法律上さかのぼって納付できる直近2年分の保険料を支払いさえすれば、それ以前の保険料は不問に付し、払ったこととして取り扱う」という「救済策」を今年1月からスタートしました。

しかし、この救済措置は大きな問題をはらんでいます。

つまり、きちんと手続きして保険料をまじめに納めている人の方が圧倒的に多い中、きちんと納めた人や自ら記録を訂正した人が、大きな不公平を感じる救済策だからです。

まじめにコツコツ支払ってきた人が、支払っていない人と同じ年金額となることに、不公平とを感じるのは当然でしょう。

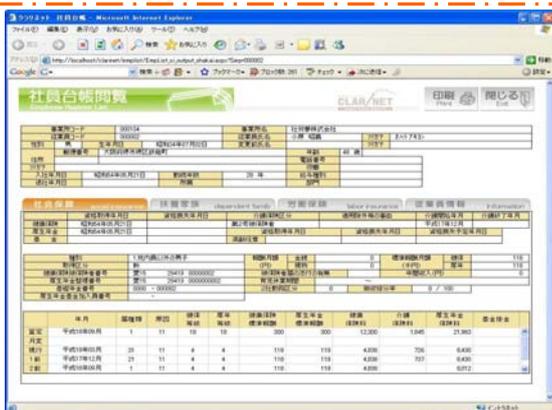
このような措置は、本来、法律の改正によるべきですが、「法律を改正するのは時間がかかる」という理由で、運用で救済がはじまりました。これには、私も厚労省と総務省に意見書を出しました。

年金受給を考える上では年数としてはカウントすべきだと思いますが、年金額が長年まじめに支払った人と全く同額ということは年金制度への信頼を失墜させ、根幹を揺るがします。

将来、この国の形はどうあるべきなのか、もっと国を司る人も私たちも真剣に考えなければなりません。

今の年金制度は、世代間扶養のしくみですから、どんどん、子供たちの大きなつげとなっていきます。

明日の日本を考えたら 税制と社会保障制度は、大きく変えざるをえません。目が離せない状況です。



顧問先企業様とエールをネットにつなぐ新しいサービスをご提供します。★ **キャンペーン期間延長!**

(**2011年4月10日受付分まで**)

従業員管理台帳【ネット de 台帳】をネットワーク共有する場合の基本料金を只今無料キャンペーン中です。

勤怠、給与計算は別途お問い合わせください。

お問い合わせ TEL:045-549-1071 担当 鈴木・佐藤

平成23年度 保険料率のお知らせ

雇用保険料

23年度は、前年据え置きとなりました。

事業の種類 平成23年4月 負担者	① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付 の 保険料率	雇用保険二事業 の 保険料率		
一般の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000	18.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000	17.5/1000

健康保険料

協会けんぽの保険料率が上がります。

平成23年3月分(4月納付分)から、協会けんぽの保険料率が変わります。

社会保険料を当月控除している会社は3月支給分の給与計算時から、翌月控除の会社は4月支給分の給与計算時から、保険料率を変更して下さい。

	平成23年2月分まで		平成23年3月分以降	
	全額	被保険者負担分	全額	被保険者負担分
都道府県				
神奈川県	9.33%	4.665%	9.49%	4.745%
東京都	9.32%	4.660%	9.48%	4.740%

介護保険料

※40歳から64歳までの方

	平成23年2月分まで		平成23年3月分以降	
	全額	被保険者負担分	全額	被保険者負担分
全国一律	1.50%	0.750%	1.51%	0.755%

※ 健康保険組合に加入されている企業様は、各健康保険組合により異なります。

※ 手続きをご依頼いただいている顧問先企業様には、改正後の健康保険料率および介護保険料率に基づく個人別の社会保険料一覧表を、3月中に別途ご案内させていただきます。

【ご参考】

- ◆ 厚生年金保険料率は4月には変わりませんが、平成23年9月分から料率が上がる予定です。
平成22年9月分～平成23年8月分 →16.058% (労使折半)
- ◆ 労災保険率は前年度と同じで変更ありません。

～従業員数101人以上の事業主の皆さまへ～

★平成23年4月から！

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務付けられます

現在301以上の労働者を雇用する事業主に「一般事業主行動計画の策定」が義務付けられていますが、**平成23年4月からは101人以上の事業主に拡大されます。**(100人以下の事業主については努力義務)。

◆ 一般事業主行動計画とは？

子育てと仕事の両立を図るために、企業が定める行動計画のことをいいます。

子育てをする従業員だけではなく、子育てをしない従業員も含め多様な労働条件の整備などの取組を行うために、①計画期間、②目標、③その目標達成のための対策と実施期間、の3つの事項を定めます。

◆ 具体的には、どのように計画を立てればいいのか？

企業の状況に合わせた効果的な計画を策定しましょう。



具体的な方法については、エール担当までご相談ください。御社に最適な計画策定をお手伝いします。

◆ 目標を達成したら、どんな嬉しいことがあるのか？

一般事業主行動計画に定めた目標を達成し、一定の条件を満たすと、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク(愛称:くるみん)を、広告、商品、求人広告などにつけ、子育てサポート企業であることを内外にアピールすることができます。



エールからのお願い ～手続きをご依頼頂いている事業主様へ

入社・退社・扶養異動のご連絡のお願い

春は人の動きが多くなる季節です。

退職する従業員または、新しく入社する従業員がいらっしゃる場合はお早めに弊社までご連絡下さい。(健康保険証は弊社が手続きをしてから発行まで2週間ほどかかります。)また、健康保険の被扶養者が就職された場合なども「被扶養者異動届」の提出が必要です。保険証を回収し、弊社までご連絡下さい。

昇給・降給等による賃金変更のご連絡のお願い

給与の昇給・降給・給与カット・賃金体系の変更(時給→月給 など)・諸手当(通勤手当を含む)の変更・役員報酬の変更・休業手当の支払などがある場合は、お手数ですが、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。大幅な変更がある場合は、標準報酬月額の見直し(月額変更届)が必要です。ご連絡をいただかないと変更手続きが遅れ、変更時にさかのぼって標準報酬月額を訂正し、事業主様・従業員様双方に差額の保険料を負担していただくことになる場合がございますので、ご連絡漏れのないようお願い致します。

賃金台帳送付のお願い

労働保険の年度更新準備のため、3月支給分が確定しましたら、賃金台帳をFAX・メールまたは郵送などで送付いただきますようご協力をお願い申し上げます。



yeti

労務相談室

【今月のテーマ】

退職時の社会保険料・その他事務手続きについて

Q

従業員が退職したとき、社会保険料は何月分までかかるのですか？
また、従業員が退職するときどんな手続きが必要か、教えてください。

A

退職日は、月の途中や月末など様々な場合があるので、保険料計算に迷いますね。

社会保険料は原則、**入社した日の属する月から退職日の翌日が属する月の前月分まで**かかります。
具体的なケースで解説しましょう。

【ケース1】3月31日に退職する場合

この場合、退職日の翌日、つまり4月1日が属する月(4月)の前月(3月)まで社会保険料がかかります。
⇒**3月分の社会保険料については徴収する。**



問題 未締め、翌月10日払いの会社(保険料は翌月控除)の場合は？

答え 3月31日退職の場合は3月分の保険料がかかります。4月10日に支払う給与から3月分の保険料を控除します。

【ケース2】3月30日に退職する場合

この場合は3月31日が退職日の翌日なので、社会保険料がかかるのは、その前月(2月)までとなります。
⇒**3月分の社会保険料については徴収しない。**



問題 未締め、翌月10日払いの会社(保険料は翌月控除)の場合は？

答え 3月30日退職の場合は2月分まで保険料がかかります。3月10日に支払う給与から、2月分の保険料を控除します。ケース1と違い、4月10日払いの給与からは保険料を控除しません。

- ◆上記のように、退職日が1日違うだけで、社会保険料は1か月分の違いが出てくるケースがありますので気をつけましょう。
- ◆雇用保険料については、社会保険料と違って月単位ではなく、支給した給与額に雇用保険料率を乗じることにより算出します。不明点は、エールまでお気軽にお問い合わせください！



【ケース3 (例外)】3月1日に入社し、3月15日に退職する場合

例外として、入社月と同一月に退職した場合には、加入月の社会保険料1か月分が発生します。

A

従業員が退職する際には、雇用保険や社会保険をはじめとして様々な手続きが必要となります。

① 退職証明書・解雇理由証明書 従業員から請求があったとき、遅滞なく交付する義務があります。

請求があった場合に、退職証明書に記載しなければならない事項は以下の5つです。

- ①使用期間
- ②業務の種類
- ③その事業における地位
- ④賃金
- ⑤退職の事由(解雇の場合はその理由を含む)

退職証明書	
労働者の氏名	××××
使用期間	平成〇年△月×日より同△年×月〇日
業務の種類	×××業務
その事業における地位	担当課長
退職の事由	本人都合による辞職
以上の事項を証明します。	平成〇〇年●●月●●日
	株式会社〇〇〇〇 人事部長 △△ △△
	×××× 殿

イメージは
こんな感じです！



② 雇用保険被保険者 離職票

雇用保険被保険者である従業員が退職する際、会社は退職日の翌日から10日以内に、ハローワークにおいて資格喪失の手続きを行う必要があります。従業員が離職票(失業給付を受けるための書類)の発行を求めている場合、併せて離職票の発行の手続きを行います。



Point

離職票の発行は、たとえ退職後に失業給付が受給できない場合であっても、退職する従業員が発行を求めた場合には必ず発行しなければなりません。

③ 給与所得の源泉徴収票(源泉徴収票)

年の途中で退職した従業員に対して、源泉徴収票を発行する必要があります。退職した従業員は再就職した会社の年末調整や確定申告において、この源泉徴収票により所得税の精算を行うことになります。

④ 健康保険(任意継続)

健康保険に加入していた従業員が退職後も引き続きその健康保険制度に加入を希望する場合には、退職者本人が「任意継続被保険者資格取得申出書」を保険者へ提出する必要があります。なおこの申出は、退職日の翌日から20日以内に必ず手続きを行わなければならないことから、会社は本人に対して、手続きの方法の他、期限厳守であることを伝えて下さい。

Point



任意継続しない場合は、国民健康保険への加入、もしくはご家族の健康保険の扶養になる、という選択肢があります。離職理由が「雇止め」「解雇」等である場合、国民健康保険料が軽減(前年の給与所得をその30/100とみなして算定)されます。

⑤ 給与所得者異動届出書

在職中に特別徴収(給与からの控除)していた住民税を、退職後に普通徴収(本人による納税)へ切り替えるための書類です。退職者の1月1日現在の住所の市区町村へ提出しますが、現在の特別徴収税額納入先市区町村と1月1日現在の市区町村が異なる場合は、それぞれの市区町村へ給与所得者異動届出書を提出します。

おすすめ
ポイント！

ネットde台帳



労働者名簿が必要なときに

すぐに、最新情報で印刷できる。

労働者名簿は労働基準法で作成が義務づけられている書類です。労働者の氏名・生年月日・住所・雇入年月日等を記載し、変更があった場合には訂正も必要となります。

労働基準監督署の調査はもちろん、その他の役所の調査や手続きの際に提出を求められることがあります。

エールに手続きをご依頼いただいている企業様については労働者名簿に必要な情報はご連絡いただいた都度、追加・修正させていただきます。

お客様は必要ときにネットde台帳から印刷するだけです。

デモ画面、ご確認いただけます！

お問い合わせ下さい。TEL:045-549-1071

労働者名簿						
氏名	佐藤 雄子	従事する業務の種類	事務的職掌			
生年月日	昭和 60年 12月 24日	性別	女			
住所	〒 220-0001 神奈川県横浜市西区北郷1-1			TEL 045-111-2222		
雇入年月日	平成 22年 10月 1日	雇入時年齢	25才			
退職年月日	退社・解雇・死亡・その他	退職時年齢	才			
退職理由	事由	職年数	0年 4ヶ月			
履歴(学歴・職歴)						
家次事項	氏名	生年月日	職業	氏名	生年月日	職業
健康保険番号	健康保険番号	厚生年金番号	厚生年金番号	雇用保険番号		
番号	11111111	2222-22222		1234-56789-1		
資格取得	平成 22年 9月 1日	平成 22年 9月 1日		平成 22年 9月 1日		

スタッフコラム

今月のコラム
は、川村が
担当します。



川村です。

暖かく春らしい陽気となってきましたね。

春と言えばプロ野球の開幕です！野球好きな私は毎年この時期を楽しみにしています。

今年は日本ハムに入団した斎藤祐樹投手を筆頭に大物ルーキーが野球界を盛り上げていますね。

期待のルーキーですから、初年度から活躍してもらえればよいのですが、ルーキーの活躍だけでは、長いペナントレースを乗り切ることにはできません。中堅選手やベテランの選手の力も必要です。

ルーキー・中堅・ベテランがバランス良く力を発揮するチームが強いチームの条件であると思いますが、このことは企業にとっても同じことが言えるのではないのでしょうか。

入社して間もない社員が伸び伸びと仕事に打ち込めるような仕組みを作り、活気のある職場にしていけることが、強い会社を目指すために必要です。この仕組み作りは中堅社員とベテラン社員に求められますね。

また、即戦力を求める中小企業では、入社早々からバリバリと働いてもらうことを求められます。能力が高い人であれば、早い段階で役職がつくこともあり得ます。

野球で言うなれば、入団早々にスタメン入りし、4番やエースで活躍するということになりますが、大きなチャンスを掴めることが、中小企業の魅力だと思います。

ちなみに、私の好きな球団は横浜ベイスターズです。今シーズンは優勝目指して！

・・・いや3位以内に入ってもらい、クライマックスシリーズに出場してもらいたいですね！